

岩手CT研究会 規約

【名 称】

第1条 本会は岩手県CT研究会と称する。

【目 的】

第2条 本会は「岩手県におけるCTの技術及び知識の向上」をテーマに研究会を開催し、CTに関する情報交換、知見の普及、新しい技術・知識の習得を实践する事によって、日常診療の向上を図り、所属施設及び地域医療に貢献する事を目的とする。

【会 員】

第3条 本会は社団法人岩手県放射線技師会会員（正会員、特別会員・賛助会員）をもって会員とする。（ただし、研究会への参加は、その限りではない）

【組 織】

第4条 本会に代表世話人（1名）、世話人（数名）、会計（1名）を置く。

第5条 世話人は代表世話人が任命し、世話人会で承認する。但し、世話人代表が不在の場合は、前代表世話人が任命する。

第6条 代表世話人は、世話人より互選し、世話人会で決定する。但し、代表世話人が在任している場合は、世話人会で承認し、世話人、代表世話人共に不在の場合は、前代表世話人より任命された世話人より互選する。

第7条 代表世話人及び世話人の任期は原則として特に定めない。

第8条 世話人会における世話人の交通費は地区毎に次の通り定め、研究会で負担する

開催地区	1000 円
開催地区に隣接する地区	2000 円
（但し三陸地区は隣接地区の開催であっても 3000 円）	
その他の地区	3000 円

【活 動】

第9条 本会は、年 2 回本会の目的に沿った研究会を開催する。開催要項は世話人会で決定し、会員全体に周知する。

第10条 研究会の開催（年 2 回）は、原則として盛岡地区で 1 回、その他の地域で 1 回開催するものとする。

第11条 研究会へは、会員以外の参加も認めるものとする。

第12条 活動内容は、社団法人岩手県放射線技師会学術担当理事に報告するものとする。

【運 営】

第13条 会の運営に必要な事項は、世話人会で協議決定するものとする。

第14条 世話人会は、必要に応じ代表世話人が召集する。

【会 費】

第15条 本会は、研修会の参加費をもって会費とする。

第16条 研修会の参加費は、会員 500 円、その他 1000 円とする。

付則：この規約は世話人会の決定により改廃することが出来る。

：この規約は平成 18 年 10 月 7 日より施行する。